防災に関わる児童の安全確保等についての基本的対応

令和4年4月8日 横浜市立永田台小学校

◆暴風·大雪·暴風雪等

警報発令状況		登下校	授業時間	給	食	出欠席等 の扱い
登校前	午前6時の時点で、 横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東 部または横浜・川崎)に、各種特別警報・ 暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・降灰予 報が発表継続中の場合 その後、警報が解除されても学校は休業で すので、登校させないでください。	臨時休業 (学校からの連絡は原則としてが 横浜市立学校一斉の対応になりま		中 .	ιĿ	欠席扱いに ならず
	「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令継続中の場合	安全が確認されたら 登校 (学校から「待機」等の連絡がない限 り、登校上安全と判断されたら、十分 注意して登校する。)	原則として平常通り			
登 校	横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎)に、各種特別警報・ 暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・降灰予報が発令された場合	授業時間変更や 保護者引き取り下校 (保護者の引き取りがあるまで児童は 教室にて待機) ※特別警報では、自治体の指示や学 校の判断で命を守る行動をとる場合 があります	繰り上げ	状況を みながら 対応		出席扱い
	「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合	状況により保護者引き取り下校(安全上,「保護者引き取り下校」を行う必要があると判断された場合には、学校から「保護者引き取り下校」の連絡を流す。)	状況を みながら 対応			

◆大規模地震

警報発令状況		登下校	授業時間	給 食	出欠席等 の扱い
登 校 前	・大規模地震の警戒宣言 が発令された場合・学校が緊急避難所になるような災害が 発生した場合	臨時休業		中止	欠席・遅刻 扱いには ならない。
登 校 後	大規模地震の 警戒宣言 が発令された場合 大規模地震が 発生 した場合	保護者引き取り下校 (学校からの連絡は原則としてな し。)	繰り上げ		出席扱い

◆その他の緊急時の対応

授業中に**緊急事態が発生**した場合

校長の判断で、適切に処理します。

警報の発表については、次の方法で確認できます。 裏面をご覧ください。

- ※状況に応じて、学校からメール配信または電話連絡をいたします。
- ※登下校中に大規模地震等が発生した場合、自宅又は学校に近い方へ避難をします。
- ※保護者の方は、テレビ・ラジオ等により、正確な情報収集をお願い致します。
- ※保護者の方が、危険と判断したときは登校させないでください。(お住まい周辺の状況により事情が違いますので、
- 保護者の判断を優先させてください。この場合、欠席扱いにはなりません。)
 - ※このマニュアルは、上記の非常時に対応できるよう、必ず保存されますようよろしくお願い致します。